

消防予第 201 号
平成 9 年 12 月 24 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める告示の一部改正について(通知)

平成 9 年 12 月 24 日付けで平成 9 年消防庁告示第 13 号(以下「13 号告示」という。)が公布され、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和 50 年消防庁告示第 14 号。以下「14 号告示」という。)の一部改正が行われた。

今回の改正は、規制緩和推進計画に基づき、自動試験機能を有する自動火災報知設備に係る点検項目の一部省略、消火器具、自動火災報知設備並びに誘導灯及び誘導標識に係る点検票の様式の簡素化を図るとともに、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備等について消防法施行令、同施行規則等との整合を図ること等を目的として行われたものである。

また、14 号告示の一部改正に伴い、「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について」(昭和 50 年 1 月 13 日付け消防安第 168 号。以下「168 号通知」という。)の一部を改めることとした。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第 1 14 号告示の一部改正について

1 改正の概要

(1) 点検の基準

ア スプリンクラー設備(別表第 3)

スプリンクラーヘッドの多様化(高感度型ヘッド、小区画型ヘッド等)に伴い、設置場所に対するスプリンクラーヘッドの適応性に係る点検項目が追加されたこと。

イ 自動火災報知設備(別表第 11)

○ 遠隔試験機能を有する自動火災報知設備について、点検項目の整備が図られたこと。

○ 自動試験機能を有する自動火災報知設備について、点検作業の簡素合理

化を図るため、点検項目の一部が省略されたこと。

○ その他所要の規定の整備を図られたこと。

ウ 消防機関へ通報する火災報知設備(別表第 13)

消防機関へ通報する火災報知設備として、火災通報装置(電話回線を利用して、一の押しボタンの操作等により消防機関に通報することができる装置をいう。)が追加されたことに伴い、火災通報装置に係る点検項目の整備が図られたこと。

(2) 点検票の様式

ア 消火器具(別記様式第 1)

防火対象物の各階ごとに別用紙とすることとされている消火器の点検票について、点検報告の簡素合理化を図るため、防火対象物ごとに作成すればよいこととされたこと。

イ 自動火災報知設備(別記様式第 11)

○ 点検報告の簡素合理化を図るため、点検票の一部が簡略化されたこと。

○ 点検基準の見直しに伴い、これと整合が図られたこと。

ウ 消防機関へ通報する火災報知設備(別記様式第 13)

点検基準の見直しに伴い、これと整合が図られたこと。

エ 誘導灯及び誘導標識(別記様式第 16)

防火対象物の各階ごとに別用紙とすることとされている誘導灯の点検票について、点検報告の簡素合理化を図るため、防火対象物ごとに作成すればよいこととされたこと。

2 施行期日等

(1) 施行期日

13 号告示は、平成 10 年 1 月 1 日から施行することとされたこと。

(2) 運用上の留意事項

13 号告示の施行期日は前(1)に掲げるとおりであるが、点検票については、従前の様式のものについても、備考欄の利用、記入欄の一部修正等の方法により、当分の間使用してさしつかえないものであること。

第 2 168 号通知の一部改正について(略)